

第2回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る

「関係者の御意見を伺う場」 第二部

日時 令和2年4月13日（月）16：40～17：47

場所 ホテル蓬人館1階「多目的ホール」

○師田（事務局）

定刻になりましたので、第2回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る「関係者の御意見を伺う場」第二部を開催いたします。

本日は、新型コロナウイルスの対策として、福島と東京をつないだテレビ会議での対応とさせていただきます。また、国側の参加者はマスク着用での対応とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まず、国側参加者の紹介をさせていただきます。

松本洋平経済産業副大臣。

○松本経済産業副大臣

よろしくお願い申し上げます。

○師田（事務局）

横山信一復興副大臣。

○横山復興副大臣

よろしくお願い申し上げます。

○師田（事務局）

石原宏高環境副大臣。

○石原環境副大臣

よろしくお願い申し上げます。

○師田（事務局）

外務省、加野軍縮不拡散・科学部審議官、財務省、三富大臣官房審議官、厚生労働省、浅沼医療・生活衛生局生活衛生・食品安全審議官、文部科学省、千原大臣官房審議官（研究開発局担当）、農林水産省、松尾大臣官房地方課長、高瀬水産庁増殖推進部研究指導課長、国土交通省、禮田大臣官房参事官（運輸安全防災）、以上でございます。

また、本日進行役を務めます、原子力災害現地対策本部の師田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、御意見の表明に移らせていただきます。

最初に、清水敏男いわき市長から御意見を頂戴いたします。

まずは松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

本日は、御多忙の中、御参加をいただき、ありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆるALPS等で浄化した処理水につきまして、ALPS小委員会において風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る2月に検討結果の最終報告が出されました。その報告におきまして、処分方法の決定のみならず、併せて講ずべき風評被害対策についても取りまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者を初めとした幅広い関係者に意見を聞くべきとの提言がなされたところであります。また、3月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえた現時点での検討素案が示されました。

本日は、こうした内容につきまして、幅広い関係者の御意見を伺うことを目的といたしまして、横山復興副大臣、石原環境副大臣にも御同席をいただき、本会議を開催させていただいたところでもあります。

また、本来であれば、こちらからお伺いして御意見を頂戴するべきところではありますが、新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、東京から出張は行わず、テレビ会議での開催とさせていただきます。加えて、東京からの参加者は、マスク着用での参加とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

先週6日に開催をさせていただきました第1回御意見を伺う場におきまして、さまざまな御意見を頂戴したところであります。これらの御意見、また本日お聞かせいただく御意見も踏まえ、今後政府といたしましてALPS処理水の取扱い方針を決定してまいります。

本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようよろしくお願いを申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○師田（事務局）

それでは、御意見の表明をよろしくお願いいたします。

○清水いわき市長

いわき市長の清水でございます。

東京電力福島第一原発で日々発生している多核種除去設備等で処理した水、いわゆるALPS処理水の取扱いにつきましては、これまでも廃炉・汚染水対策福島評議会におきまして、本市としては国が責任を持って対応する必要があることなどを意見させていただきましたが、本日は改め

まして ALPS 処理水の取扱いにつきまして意見を述べさせていただきます。

初めに、福島第一原発事故の廃炉を完了させるために ALPS 処理水の処分が、必要な取り組みであることは理解できます。しかし、昨年 1 2 月に改訂された国の中長期ロードマップの基本原則にも定められましたとおり、福島第一原発の廃炉作業は被災地の復興との両立のもとに進められるべきであり、ALPS 処理水の処分が復興の足かせになることはあってはならないと考えております。

ALPS 処理水については、敷地を拡大するなどして保管を継続するのか、それとも何らかの方法にて処分するのか、そして処分する場合にはその方法や場所はどこなのか、そういった具体的なことについては、小委員会の報告書を踏まえ、福島ありきではなく、国において検討しているとのことでありますが、どのような取扱いとなったとしても全国に影響のある問題であることから、国が被災地の復興の現状を正確に把握し、責任を持って前面に立って取り組むべきであると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

その上で、まずは安全性について申し上げますが、仮に ALPS 処理水を環境中へ放出する場合には、人に対しても、環境に対しても、科学的に安全であることが大前提であり、国内外の原子力施設からは事故前からトリチウムが基準値を遵守した上で放射性物質が環境へ放出されていることや、その周囲では被曝に伴う異常が発生していないことなど、客観的にもわかる数字や科学的知見をもとに安全性を確認し、広く周知する取り組みが必要であると思ひます。

国の小委員会としては、トリチウムが環境中へ放出された場合の安全性については、世界中でトリチウムが環境へ放出されているが、その周辺で共通に見られる影響は見つかっていないと取りまとめておりますが、平成 30 年夏に開かれた説明・公聴会では、ある原発周辺や世界各国の再処理工場周辺では小児白血病が増加していることが報告されている、あるいはカナダのピッカリング原発周辺の都市ではダウン症等の障害が増えていることが明らかになっていると主張される専門家の方もいらっしゃったと聞き及んでおります。

我々も含めまして一般の素人の方が見ている、専門家の中で事実に関する意見が分かると不安を覚えてしまいます。国として科学的知見に基づき、世界の原子力施設周辺でも被曝による異常が発生していないという事実を主張するのであれば、それと異なる事実を主張する方々に対しまして文書で一方向的に回答するだけではなく、透明性を確保した上で真っ向から議論を交わし、国民全体で科学的事実についての共通認識をつくり上げていくような取り組みも必要ではないかと思ひます。

また、人体への影響のみならず、生物多様性にも影響を与えないよう十分な調査研究、影響評価及びモニタリングを継続的に実施し、適切な保全措置を講じる必要があると思ひます。

次に、社会的な影響について申し上げたいと思います。

自然界にもともと放射性物質が存在することや、国内外の原子力施設からトリチウムが環境中へ放出されていることといった科学的事実が福島県内のみならず全国、全世界で理解されなければ、風評被害が発生してしまいます。いまだ風評被害に苦しめられている被災地において、ALPS 処理水を処分することで、さらなる風評被害が発生すれば、復興の妨げになることは明らかであります。

については、国が方針を決定するための材料としていただくため、本市の復興の状況を紹介させていただきます。

先日、県漁連からもお話があったと思いますが、沿岸漁業では平成25年10月から安全性が確認された魚種の試験操業を16種類でスタートさせましたが、令和2年3月末現在、福島県海域における水産物の国の出荷制限指示は全て解除されるとともに、海域や出荷先、さらには対象魚種も210種までに拡大しながら継続し、水揚げ量も年々増加している状況であります。

さらに本市としては、平成27年10月に風評を払拭することを目的として、本市水産物の地域ブランド、常磐ものを立ち上げ、本市水産物の安全性はもとより、おいしさ、品質といった魅力を発信しているところであります。

次に、観光交流人口等についてであります。本市の観光交流人口は事故前の平成22年には約1,100万人であり、平成30年にはようやく約800万人と震災前の約7割まで回復しましたが、ここ数年は同じような交流人口となっており、風評被害が固定化されていると思われま

す。

また、海水浴については、事故前は市内で県開設の海水浴場を含めた10カ所の海水浴場を開設しており、平成30年度に1カ所廃止いたしました。昨年度は4カ所の海水浴場を開設することができました。しかし、海水浴に訪れた観光客数は震災前の約1割程度となっております。

海水浴以外にも、マリンスポーツへの影響も懸念されます。例えば日本サーフィン連盟が公認する東日本サーフィン選手権大会が平成30年度から2年連続でいわき市北部の四倉海岸を会場に開催され、大会参加者等からサーフィンに適した波質を有するいわきの海に高い評価をいただきました。一方、全国のサーフィン関係者の中には本市沿岸部の放射線量等に不安を抱いている方もいらっしゃると思っております。

そのほか、震災前の平成22年に本市へ移住した世帯数が10世帯であったところ、震災後数年は本市を移住先として選択される方はほぼ皆無でありましたが、震災直後から地道にPRを重ねてきた結果、近年は移住件数が増加傾向にあり、令和元年には9世帯となりました。

このように根強い風評が残っている中においても関係者が必死に復興に取り組んでいる中、

ALPS 処理水が環境中に放出され、今以上に風評被害が発生することになれば、これまでの関係者の努力が無駄になってしまい、復興がさらに遠のいてしまうことが大きく懸念されます。

本市は、9年前に東日本大震災及び東京電力の福島第一原発事故で甚大な被害を受けたほか、昨年10月には令和元年東日本台風により大きな被害を受け、さらには今現在も新型コロナウイルス感染症によって多くの事業者が多大な影響を受ける中、市民の皆様が歯を食いしばって頑張っておられております。

ALPS 処理水が放出される場合には、まず放出が決定した時点で風評被害が発生し、さらに約2年と言われている準備期間を経て実際に放出される際には再度風評被害が発生すると思っております。仮に福島から放出され、風評被害が発生した場合には、本市はこの10年余りで五重、六重の被害を受けることになってしまいます。

先月24日には、東京電力がALPS 処理水処分の検討素案を発表し、その中で情報を正確に伝えるために汚染水ポータルサイトを立ち上げたことや、風評払拭や流通促進に向けた取り組みとして販売促進イベントを549回開催し、今後も継続していくことなどが示され、そのほかにも風評被害が発生する場合には適切に賠償することが示されました。

東京電力として風評払拭に向けてこうした取り組みをさせていただいていることは一定程度の効果があると評価しておりますが、先ほど申し上げましたようにいまだに風評被害が根強く残っている現状を踏まえれば、より一層の対策が必要ではないかと思えます。

また、東京電力は風評被害が発生した場合にはその損失を賠償すると言っておりますが、これまでの東京電力の賠償実績を見ますと、本市としての損害賠償に対してもいまだ約3割ほどしか支払われていないことや、事業者や市民の方に対する損害賠償に対してもADRによる和解案が拒否される事例が発生しており、東京電力における賠償に対する取り組みは十分とは言いがたい状況であることを踏まえれば東京電力は真摯に対応する必要があると思えますが、関連業種における後継者の問題や事業者のやりがい等を考えれば、賠償すればよいという問題でもないと思えます。

このようなことから、風評対策は東京電力のみならず国が前面に立ち、責任を持って対応する必要があると考えます。東京電力が賠償するから風評対策は適当でよいという心構えでは福島は復興できないと思えますので、風評被害を抑えるのではなく、発生させないという決意を持って対策をとってもらうことが非常に重要であると思えます。

そのためには、まずは初めに申し上げましたようなトリチウムを含む放射性物質の科学的性質や、国内外での放出実績とその安全性について全国、全世界に対して正確に情報を発信し、理解していただく必要があります。そして、原発事故から9年が経過した今現在も風評被害がなくな

っていない現状を踏まえれば、これまでの風評対策を拡充・強化するだけでなく、販路の構造的な改革や、新たな観光客や移住者を増やすための抜本的な対策なども必要だと思います。

国や東京電力においては、まずはこれまでの9年間に取り組んできた風評対策の効果を検証した上で、今後とるべき対策とその効果を明示し、さらには例えば新たな基金を創設するなど風評対策を必ず実施するという財源的な裏づけも含めた体制も明示しなければ、関係者の理解は得られないだろうと思います。

ALPS 処理水を福島第一原発敷地内のタンクで保管できる限界は令和4年夏までと試算されていますが、仮に環境中へ放出される場合には決定から実施まで約2年かかると言われております。逆算すると今年の夏までには処分方法を決定しなくてはならないこととなりますが、国及び東京電力においては、時期ありきではなく、本日申し上げましたような被災地の度重なる被害状況や復興の状況を十分に踏まえ、幅広い関係者に対しまして丁寧に説明するとともに、具体的な風評対策を示し、理解を得ながら、前面に立ち、責任を持って対応するようお願いいたします。

また、御承知だと思いますが、各報道機関において県民を対象に世論調査を実施しており、いずれの調査においても海洋へ放出することに反対と回答した人数が賛成と回答した人数を上回っているという事実もあることから、関係者のみならず、ステークホルダーとなる一般住民、さらには国内外からも広く意見を聴き、理解を得るようお願いいたします。

なお、その際には、一回意見を聞いて終わりではなく、丁寧に、慎重に対応していただくようお願いいたします。

やはり処分地がどこになったとしても放射性物質が環境中へ放出されれば、風評被害は必ず発生すると思います。平成30年に小委員会が開催した説明・公聴会等では、陸上保管を求める声や風評被害の及ばない沖合からの放出など幅広い国民からの提案があり、小委員会としてはいずれも難しいとの結論でありました。しかしながら、このALPS 処理水の取扱いについては、今後30年ほどは影響の出かぬない問題であると思いますので、将来の国民に禍根を残すことがないように、今拙速に結論を出すのではなく、政府として改めてあらゆる可能性を検討することが極めて重要であり、そしてその検討結果を広く関係者や市民へ説明し、理解を得なければならないと思います。そして、そのためには、処分が開始される前にタンク保管が限界に達することがないようにあらゆるケースを今のうちから想定して対策をとるべきであると思います。

最後に、このような汚染水対策も含め、福島第一原発の廃炉作業は今後30年から40年かかると言われておりますが、廃炉作業を安全かつ着実に進めるためには、国及び東京電力と地元住民の信頼関係が不可欠であると考えております。国及び東京電力においては、地元住民の信頼を裏切ることのないよう真摯に、丁寧に対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いい

たします。

私からは以上であります。

○師田（事務局）

どうもありがとうございました。

いただいた御意見につきまして、より正確に理解をするために国側から質問があればお願いをいたします。

○松本経済産業副大臣

特にございませぬ。ありがとうございます。

○師田（事務局）

よろしゅうございますか。

以上をもちまして清水いわき市長からの御意見表明を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○清水いわき市長

ありがとうございました。

○師田（事務局）

それでは、皆様おそろいのようなので、続きまして双葉地方町村会、伊澤史朗双葉町長、宮本皓一富岡町長、遠藤智広野町長、篠木弘葛尾村長、松本幸英檜葉町長、遠藤雄幸川内村長、吉田淳大熊町長、吉田数博浪江町長から御意見を頂戴いたします。本日はよろしく願い申し上げます。

まずは松本経済産業副大臣から御挨拶を申し上げます。

○松本経済産業副大臣

本日は、御多忙の中、御参加をいただき、ありがとうございます。

福島第一原発の多核種除去設備、いわゆる ALPS 等で浄化した処理水について、ALPS 小委員会において風評など社会的な影響も含めた総合的な検討を行い、去る 2 月に検討結果の最終報告が出されました。その報告におきまして、処分方法の決定のみならず、併せて講ずるべき風評被害対策についても取りまとめられるべき、地元自治体や農林水産業者を初めとした幅広い関係者に意見を聞くべきとの提言がなされたところであります。また、3 月には、東京電力から、小委員会の報告を踏まえた現時点での検討素案が示されました。

本日は、こうした内容について、幅広い関係者の御意見を伺うことを目的といたしまして、横山復興副大臣、石原環境副大臣にも御同席をいただき、本会議を開催させていただきました。

また、本来であれば、こちらからお伺いして御意見を頂戴するべきところではありますけれど

も、新型コロナウイルス感染症の対策としまして、東京から出張は行わず、テレビ会議での開催とさせていただきます。加えて、東京からの参加者につきましては、マスク着用での参加とさせていただきます。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

先週6日に開催させていただきました第1回目の御意見を伺う場におきましては、さまざまな御意見を頂戴したところであります。これらの御意見、また本日お聞かせいただく御意見も踏まえ、今後政府といたしましてALPS処理水の取扱い方針を決定してまいります。

本日は忌憚のない御意見をお聞かせいただきますようよろしくお願いを申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○師田（事務局）

それでは、伊澤双葉町長から御意見の表明をよろしくお願いいたします。

○伊澤双葉町長

双葉町長の伊澤でございます。よろしくお願いいたします。

ALPS処理水の取扱いについては、これまで技術的、社会的観点の両側面から議論がなされ、また専門家からの意見聴取だけではなく、昨年の夏に広く国民から意見を伺う場として公聴会の開催、書面での意見募集を行い、その中で寄せられた懸念点等について小委員会の中で議論された結果、今回の海洋放出、水蒸気放出の2つの処理方法が示されたものと考えております。いずれの処理方法も国内外の原子力施設において基準を満足する形での放出実績があることは事実である一方で、炉心溶融という過酷事故を起こした福島第一原子力発電所の構内に貯水し続けている処理水は、一旦は核燃料物質に直接接触した水であるということも現実のこととして受けとめなければなりません。この水をALPS等で処理し、トリチウムを除く放射性物質の濃度が十分に低下したことを一方的に示したところで、地域住民の不安解消につながるものではないということをお認めいただきたいと思っております。

このことについては、国及び事業者が地域住民の抱える不安を真摯に受けとめ、理解が得られるようにわかりやすく、丁寧に説明するとともに、処理水に係る正確な情報発信や経済対策等を初めとする風評被害対策の具体的な方策を明示することが必要であると感じております。

他方で、現状のタンク計画からは2022年夏ごろにタンク容量が逼迫することが示されております。今後福島第一原子力発電所では、燃料デブリの取り出し等より困難な作業が控えており、国及び事業者は福島第一原子力発電所全体を見据え、綿密な工程管理や適正な作業管理により30年とも40年とも言われる廃炉作業を安全かつ着実に進めていく責務を果たさなければなりません。いずれにしても、国においてしっかりと責任を持ち、その取扱いについて対応していただ

きたいと思います。

最後に、今回の海洋放出、さらには水蒸気放出、この2点についての話ではありますが、ある一部の事業をしている方たちがさも自分たちだけが被害の一番中心になっているかのような発言が見受けられますが、実際に一番被害を受ける人たちはこの福島第一原子力発電所の近隣に住んでいる双葉町の住民であるということをぜひ御確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○師田（事務局）

ありがとうございます。

次に、宮本富岡町長から御意見の表明をよろしく願いいたします。

○宮本富岡町長

富岡町長の宮本皓一です。どうぞよろしく願いいたします。

本町では、先週4月7日に富岡町の議会議員全員協議会が開催されました。その際、資源エネルギー庁の木野参事官より本年2月10日に公表された報告書についての説明を受けました。この際、議員よりはさまざまな意見が出されたわけですが、私からは最初にこれらの主な意見について皆様に少しお伝えしたいと思います。

まず1F構内に設置している処理水を入れたタンクの設置場所が、2022年夏、つまりは約2年後には満杯になるとの説明がありました。このことについて、町議員からは、1F敷地内や周辺の土地、中間貯蔵施設用の土地にタンクを設置できないということであれば処理水を放出するしか選択肢はなくなるので、初めから答えありきで、議論にならないというような話がありました。しっかりと議論するための時間が必要との意見もございました。

また、貯蔵されている7割以上の処理水が海洋放出の基準以上の濃度であることやトリチウムのほかにも多くの核種が含まれていることも、説明が不十分だというような御意見もございました。

これらの事柄を踏まえまして私から意見を申し上げさせていただきます。

まず町議員の皆さんがこのように疑問や不安を抱えていることから、私もこの処理水に関しての説明や議論が尽くされたとは考えておりません。まして直接説明を受けている方々は、数多くの疑問を持たれ、大きな不安を感じておられるのだらうと思います。

このことから、処理水やその検討内容に関して、広く、懇切丁寧な、わかりやすい説明を徹底して尽くされることをまずもってお願いいたします。

2点目ですが、このままタンクによる貯蔵を続けるにしても、海洋や大気などに放出するにしても、政府としての方針を出す際には風評を絶対に発生させないという万全の対策を打ち出して

いただきたいと思います。

原発事故からことしで10年目を迎えて、これまでのさまざまな風評被害を国や県とともに実施してまいりましたが、風評払拭には至っていないのが現状であります。これまでの経験を踏まえ、さらに一步踏み込んだ徹底した対策を具体的に打ち出していただくことを強く望んでおります。

なお、1F構内に貯蔵している処理水につきましては、高濃度で、かつトリチウム以外の放射性物質も含まれており、現状のままでは万が一漏水した際の危険性は非常に高いものがあります。こうした状況はさらなる風評にもつながりかねない事態であり、一刻も早い対策が必要と考えますので、その点についてしっかりと対応していただきたいと思います。

以上、お願い申し上げます、私からの意見とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○師田（事務局）

ありがとうございます。

次に、遠藤広野町長から御意見の表明をよろしく願いいたします。

○遠藤広野町長

広野町長、遠藤でございます。よろしく願いいたします。

震災から9年の時間を刻み、きょうのこの日まで御支援をいただいておりますことに御礼申し上げます。

復興の道のりで何よりも重要なことは、住民説明、議会との説明を繰り返しながら住民の広く協力と同意を得ることから、国におかれましては、繰り返し地元に対してさらなる丁寧な説明と理解により、科学的かつ社会学的な観点から最善の解決方法をとっていただきたいと思います。

全国には59基、うち33基が運用中、26基が廃止・解体中の原発があることから、全国各地において国の職員が足を運んでいただいて広く住民と向き合う必要性があり、そうした努力が住民理解と風評被害防止につながるものとなり、消費経済の悪影響を抑える上で、本県を国全体、国民全体の問題として捉えることは重要であると考えます。

科学的根拠に基づく処分方法は、住民並びに産業関係者の合意のもと処分対応が実行されなければなりません。処分方法次第では、さらなる風評被害、新たな問題が生じます。産業振興策、生活保障策など、確実かつ着実な対策を講じていただきたいと思います。

トリチウム以外の放射性物質を十分に除去し、法令基準未滿を徹底遵守していかなければならないことは第一義であります。安全第一、住民の理解同意のもと対応いただきますようよろしく願いいたします。

○師田（事務局）

ありがとうございます。

次に、篠木葛尾村長から御意見の表明をよろしく願いいたします。

○篠木葛尾村長

葛尾村長の篠木でございます。きょうはよろしく願いいたします。

本日は、このような機会をいただきまして、また新型コロナウイルス感染拡大対策等を考慮した形の中での開催をいただきました。まことにありがとうございます。

私からは、2022年夏ごろに保管容量の限界を迎える福島第一原子力発電所内のいわゆるALPS処理水の今後の取扱いについて、これまで6年余りにわたって検討されてきたと聞いております。現在のところは、技術的に海洋放出、それから水蒸気放出が現実的な手段であるとのことですが、この点に関して思うところを私から申し上げます。

国内外の原子力発電所において、トリチウムは海洋、河川、大気中に排出されており、今のところ影響を受けた例は見つかっておりませんが、このことを全ての住民に丁寧に説明して理解を得なければ、福島への風評被害は必ず発生するものと認識をしております。

海洋放出は、特に漁業への影響が懸念されており、漁業関係者や海に面した自治体から反対の声が上がっていると聞き及んでおりますが、水蒸気放出は大気中にどのように拡散されるかを事前に予測することが難しく、トリチウムへの不安を覚える住民がより広範囲にわたるのではないかと私自身は危惧をしております。

農業、それから酪農と主要な産業に対して、葛尾村においては農畜産業に従事される方の生活にも直結をいたします。町村を含め、福島第一原子力発電所事故の被災地域がこれまで9年にわたって積み重ねてきた復興を後退させることは絶対にあってはなりません。政府におかれましては、いずれにしても全ての住民に丁寧に説明を継続し、住民の安全・安心を確保いたしまして、風評被害による事業者への被害を払拭することを確実にした上で方針を決めていただくことを強く希望いたします。

以上、葛尾村から意見を申し述べさせていただきました。

ありがとうございます。

○師田（事務局）

ありがとうございます。

次に、松本檜葉町長から御意見の表明をよろしく願いいたします。

○松本檜葉町長

檜葉町長の松本幸英であります。どうぞよろしく願いいたします。

まず小委員会でまとめられた内容につきましては、先月24日にも町の全員協議会の場で町議会議員及び町管理職への説明をいただいたところであります。

処理水の取扱いについては、国の小委員会において各分野の専門家によって丁寧かつ慎重に協議、検討がなされてまいりました。しかしながら、報告までにやや時間がかかり過ぎた感は否めず、そのため現在の説明が期限や結論ありきのものに聞こえてしまい、結果として不信感や反発を招きやすくしているのではというふうに考えているところであります。

今後も各所で意見を聞く場を設けるとは思いますが、意見を真摯に受けとめ、地元や関係者の意見を丁寧に聞き、慎重に方針を決定していただきたいと思っております。

そのためにも、きめ細やかな情報発信を行っていただくことが必要であります。以前から申し上げてきたことですが、国や東京電力が行う説明は専門的な内容が多く、住民等一般の方には非常にわかりにくいものであり、理解の妨げになっております。

世間的には放射性物質が放出されるという事象しか伝わっていないとたびたび感じているところでもあります。原子力や放射線に対して関心の薄い方にも理解していただけるよう、相手にしっかりと伝えることのできる情報発信のあり方を真摯に追求していただくことを強く求めたいと思っております。

科学的な根拠を示すことも大事ではありますが、生活する上でどのような影響があるのか、人々が具体的に自分事としてのイメージを持てるような情報発信を行い、理解につながるよう周知に努めていただきたいと思っております。

また、幅広く理解を得ていくためには透明性を確保することも大変重要です。それらに対して3点ほど申し上げたいと思っております。

まず1点目ですが、放出中及び放出後のモニタリングを適正に実施するなど、安全に、適切に実施されていることが誰でも確認できるようにすること、2点目は第三者機関による監視が随時行われること、3点目ですが、異常があった場合には即座に停止することなど、処分が行われる際の対策について明確にしていくことも安全につながるものと考えているところであります。

処理水の取扱いについては、それぞれの立場からさまざまな意見があるのは当然であるというふうを考えます。国が先頭に立ち、水産業や観光業に風評被害を生じさせないための取り組みを徹底的に講じていただき、地元住民の安全・安心が担保され、人々の理解が十分に得られた上で処理されることを切に望むものであります。

以上であります。

よろしく願いいたします。

○師田（事務局）

ありがとうございます。

次に、遠藤川内村長から御意見の表明をよろしく願いいたします。

○遠藤川内村長

川内村です。お世話になっております。

1 Fの敷地内のタンクが2022年の夏ころには満杯になるというようなことを伺っております。処理をどうしていくかというのは喫緊の課題ですし、どこかのタイミングで結論を出していかなければいけないというふうに思います。

そこで、5つほどお願いしたいと思います。

1つは、トリチウムなど放射性物質に関する現状等が十分に周知されているのかどうか、それから正確な情報発信が必要であるというふうに思っております。例えば国内でのこれまでの例や海外での実例をきちんと発信することが必要ではないかと思えます。

2つ目です。どのような処理方法においても社会的な影響が大きいと考えています。その際、風評対策などについて、放出による状況をきちんと説明した上で風評被害の対策にどう対応していくのか、またそれによって被害が生じた場合の補償などの対策全体像をぜひ具体的に示してほしいというふうに思います。

3つ目です。さまざまな関係者の意見を丁寧に聞きながら慎重に検討を進めていただきたいと思えますし、その検討のプロセスも併せて地域住民に丁寧に説明してほしいと思っています。

4つ目です。現在新型コロナ対策騒動渦中での議論であります。どこまでこういう中での議論が国民的議論に発展していくのか、とても疑問に思っています。国民の関心事は現在このコロナ対策への関心が非常に高まっているというふうに思えます。ぜひ今後の御配慮をお願いしたいというふうに思えます。

5つ目です。最終的には1 Fの廃炉作業をしっかりと進めて、それも安全に進めていただくということが必要かと思えます。その中での処理法もきちんと議論していただければというふうに思えます。

以上です。

○師田（事務局）

ありがとうございます。

次に、吉田大熊町長から御意見の表明をよろしく願いいたします。

○吉田大熊町長

大熊町長の吉田淳でございます。よろしく願いいたします。

処理水に対する私の考えを述べさせていただきます。

この問題に関しては、各自治体や各業界団体それぞれの立場からさまざまな意見が出されています。その一つに敷地内で保管し続けられればよいという意見があります。福島第一原子力発電所の敷地が無限に広げれば可能でしょうが、当然ながら敷地には限りがあるわけで、またタンクを設置するスピードよりも新たな処理水が発生するスピードのほうが速いため、早晚タンク、そして敷地が満杯になることは明白であります。

海洋放出、水蒸気放出のいずれも放射線による影響は自然被曝と比較して十分に小さいという説明も理解しましたが、しからば海洋放出か、水蒸気放出のどちらかを選びなさいと言われてとしても、そう簡単にその答えを申し上げることはできません。いずれの方法であっても、安全性など技術的観点からは理解されたとしても、経済的、社会的影響は解消されないからであります。

したがって、処理方法については、ステークホルダーの意見をよく伺った上で、国が責任を持って対応方針を検討していただきたいとしか申し上げることはできません。

問題は風評被害であります。国は、風評被害を生じさせないとの決意のもと対策を徹底することと推察しますが、それでも生じると見られる風評被害にどのように対処するのか。報告書等でこれまで明らかになっている内容では、まだ具体性、実効性に欠けるとの印象を拭い去ることができません。

風評被害を懸念する声の後ろには、これ以上なりわいを侵されてはふるさとで暮らし続けることが難しいという無数の人の思いがあります。福島県全域は、当町に立地する東京電力福島第一原子力発電所事故によって今なお根強い風評による被害を受け、今現在も完全に立ち直ることができないままです。この上に処理水による風評被害を上乗せする前に、原発事故による風評被害の経験、あるいはデータというものでしょうか、教訓を生かすことはできないのでしょうか。どのような影響が想定され、どれだけの被害が生じるのか、どのような対策が有効であり、どのような対策は有効でないのか、被害を受けた方に対してどのようなケアができるのか、そうした具体策を原発事故の経験から打ち出していただけないかなと思っております。

福島第一原子力発電所と福島県を見続けてきた当町として申し上げたいのは、原発事故後の経験で得た知見に基づいた処理水対策を考えてほしいということでもあります。そして、国は、皆様が出された数多くの意見や提案をできる限り検証し、取り入れ、責任を持って対策に取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○師田（事務局）

ありがとうございます。

最後に、吉田浪江町長から御意見の表明をよろしくお願いいたします。

○吉田浪江町長

浪江町長の吉田数博であります。

浪江町の今までの経過と現状について述べさせていただきたいと存じます。

当町では一時避難指示解除から3年が経過いたしました。避難指示解除までの時間を要したために居住人口が思うように伸びておらず、まだ震災前のわずか6%であります。この3年間町民の帰還を促すべく全力で復旧・復興に取り組んでまいりました。特に農林水産業は当町の中心の産業であり、町民のなりわいでした。農林水産業の再生なくして浪江町の復興はないという強い信念のもとに全力で進めてまいりました。そうしてまいてきた種がようやく芽が出てきています。例えば先週には請戸漁港の競りが始まり、震災以降9年ぶりの本格的な水揚げが再開されました。また、水稻の作付面積においても徐々に拡大をし、昨年は27ヘクタール、本年は約80ヘクタールまで伸びております。さらにことしの夏には道の駅をオープンし、浪江の農・水産物の販売を進め、PRをしてまいりたいと考えております。

このように今まさに復興に向け歩み出したところですが、今回の処理水の問題であります。この処理水の処分方法については、政府の具体的な方針が示されていない中で判断はつきかねますが、どのような処分方法であっても必ずつきまとうのが風評被害だと思います。原発事故から9年が経過をいたしました。福島県産はいまだに海外で一部の国で輸入規制がかかり、国内でも市場平均価格を下回る品目があるなど、根強く残るのが風評被害だと思います。幾ら安全性が科学的に立証されていても、安心が得られるものではありません。仮にこの処理水が海洋放出ということになれば、風評被害がどのくらい出てくるのか、はかり知れません。風評被害は定量的に示すのは難しいので、その被害の算定に反映されにくいものであると思います。

また、当町は、将来にわたり町民が普通の生活ができる環境を生み出して、持続可能なまちづくりを進めてまいりました。その中であって急激な人口減少対策が最大の課題であります。そのため、移住・定住促進に向けて、住環境や生活環境の整備、働く場の確保等に取り組んでまいりました。この処理水の取扱い方針が方針次第では新規参入者や町民の帰還の阻害要件につながるものが懸念されます。そういった観点から、通常の風評対策のみならず、移住・定住促進に向けた取り組みに対する対応策が必要ではないかと考えております。

したがって、国の責任のもと、国は前面に立って風評払拭に向けて国内外への安全性の十分な情報発信はもとより、新たな販売開拓等の振興策を講ずるなど、農林水産業者が納得する十分な対策と、風評被害が完全になくなるまで息の長い強力な支援が必要と考えております。

当町は1Fから最も近い漁港を抱えております。風評の最大の被害者となり得る環境にありま

す。改めて申し上げますが、当町はようやく復興の芽が芽吹き始めたところであり、この芽を枯らしてはなりません。そうした状況であることを十分に御理解いただいて、慎重な判断と万全な風評対策を含めた方針を示すべきであると考えております。

以上です。

○師田（事務局）

どうもありがとうございました。

いただいた御意見につきまして、より正確に理解をするために国側から質問等がありましたらよろしく願いいたします。

○松本経済産業副大臣

経済産業副大臣の松本でございます。

御意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。それぞれの各自自治体での取り組みをいろいろとお聞きさせていただき、また、それぞれの皆様方の思いというものをお聞かせいただいたところでもあります。

しっかりとこれらの御意見というものを受けとめてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

ありがとうございます。

○師田（事務局）

ほか、いかがでしょうか。

それでは、以上をもちまして双葉地方町村会、伊澤双葉町長、宮本富岡町長、遠藤広野町長、篠木葛尾村長、松本檜葉町長、遠藤川内村長、吉田大熊町長、吉田浪江町長からの御意見表明を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○松本経済産業副大臣

ありがとうございました。

○師田（事務局）

これをもちまして、第2回多核種除去設備等処理水の取扱いに係る「関係者の御意見を伺う場」第二部を終了させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

—了—